

ASAHI 文化学院学則

第1章 総則

(理念・目的)

第1条 本学院は、日本語教育を通じて、日本の活力ある未来に貢献し、日本社会において活躍できる人材を育成することを基本理念とする。

第2条 本学院の目的は以下の3つとする。

(1) 学生が高等教育機関への進学および日本社会での生活に必要な確かな日本語運用力を身につける。

(2) 学生が自律的に学び考え、行動する力を育て養う。

(3) 多様な文化的背景を尊重し、共生社会の一員として適応できる人材を育成する。

(名称)

第3条 本学院は、ASAHI 文化学院（英語表記：ASAHI Culture Academy）と称する。

(所在地)

第4条 本学院は、1号館を愛知県名古屋市中川区山王三丁目10番9号に置く。

2号館を愛知県名古屋市中川区山王三丁目2番18号に置く。

(自己点検及び評価)

第5条 本学院は、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に則って、その教育の一層の充実を図る。また、本学院の目的及び社会的使命を達成するため、本学院における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 コース・修業期間・収容定員・休業日

(コース、修業期間、定員、クラス数)

第6条 本学院のコース、修業期間、定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

コース名	修業期間	入学定員	総定員	クラス数
進学2年コース	2年	160	320	16
進学1年6か月コース	1年6か月	20	40	2
計		180	360	18

(始期・終期等)

第7条 本学院の各コースは、進学2年コースは4月開始、翌々年3月終了とし、進学1年6か月コースは、10月開始、翌々年3月終了とする。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期(4月～6月)
- (2) 第2学期(7月～9月)
- (3) 第3学期(10月～12月)
- (4) 第4学期(1月～3月)

(休業日)

第8条 本学院の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏季休業
- (5) 秋季休業
- (6) 冬季休業
- (7) 春季休業

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると学院長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他必要であると学院長が認めるときは、臨時的に授業を行わないことがある。

(授業の終始時刻)

第9条 本学院の始業及び終業の時刻は、次の表のとおりとする。

	始業時刻	終業時刻
午前	09:00	12:30
午後	13:30	17:00

2 学院長が必要と認めたときは、前項の時刻を変更することができる。

(クラス編成)

第10条 クラスは、20名以下に分けて編成する。

第3章 教育課程・授業時数・学習の評価・修了の認定

(教育課程)

第11条 本学院の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、

ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

課程	期間	合計授業時数	到達目標
進学2年コース	76週	1520単位時間	B2（中上級）
進学1年6か月コース	57週	1140単位時間	B2（中上級）

（学習の評価）

第12条 学習の評価は、各科目について学習評価、授業参加度等を総合して決定し、A、B、C、D、Fの5段階評価とする。

（修了・卒業の認定）

第13条

学院長は、教育課程で定められた各授業科目について第11条に定める学習評価を行い、一定以上の評価を受けたものに対して当該科目の修了を認定する。

2 学院長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

3 修了及び卒業認定の基準は、学院長が別に定める。

第4章 教員および職員組織

（教職員の組織）

第14条 本学院に次の教職員を置く。

- (1) 学院長
- (2) 副学院長
- (3) 主任教員
- (4) 本務等教員
- (5) その他の教員
- (6) 事務統括責任者
- (7) 生活指導担当者
- (8) 事務職員

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 教職員数は、定員数に応じて日本語学校認定基準に基づき学院長が定める。

（学院長）

第15条 学院長は、本学院の校務全般をつかさどり、所属する教職員を監督する。

（副学院長）

第16条 副学院長は、学院長を補佐し、学院長が不在、または職務を行えない場合、臨時にその職務を行うことができる。

(教務主任)

第17条 教務主任は、教育課程の編成及び他の教員の指導に責任を持つ。

第5章 入学、退学、転学、休学および卒業等

(入学資格)

第18条 本学院への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者。
 - (2) 心身ともに健康な者。
 - (3) 十分な経費支弁ができる経費支弁者を有する者。
 - (4) 正当な手続によって日本国への入国を許可された者、又は許可される見込みのある者。
 - (5) 各コースにおいて求められる日本語能力があり、学習意欲があるもの。
- 2 その他必要なことは、別に定める。

(入学時期)

第19条 本学院への入学は、年2回とし、その時期は、4月及び10月とする。

(入学手続)

第20条 本学院への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学院に入学しようとする者は、本学院が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第26条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学院に入学を許可された者は、指定期日までに第26条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(退学)

第21条 本学院のコース修業期間を満了せず途中退学しようとする者は、その理由を記し、届け出なければならない。在留管理の都合上、以下の理由のいずれかに該当する必要がある、学院長の許可を要する。

- (1) 退学日から1か月以内に帰国する準備ができていると学院長が認めた場合
- (2) 日本国内の高等教育機関等に進学する場合
- (3) 「留学」以外の在留資格に切り替わった場合

2 第1項の(2)については、どの教育機関にも在籍していない時期があることを原則認めない。

3 第1項の(3)については、在留資格変更手続き中の退学は認めない。

(転学)

第22条 転学を希望する場合は、その事由を記した転学願を提出し、学院長へ転学を願うことができる。

2 自然災害等により本学が教育を継続することが困難となり転学を余儀なくされた場合においては、別に定める支援計画に則り、学生に不利益が生じないよう転学支援を行うこととする。また、これを実行しようとする場合は、事前に文部科学省へ届け出るものとする。

(休学・復学)

第23条 学生は、やむを得ない事由により休学を願い出て、学院長の許可を受けることができる。

2 休学は学院長が必要と認める期間とし、その取扱いの詳細は別に定める。

3 復学を希望する者は学院長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(編入学・転入学)

第24条 原則として編入学・転入学は認めない。

2 本学院が定めた入学資格を有する者で、本学院への編入学又は転入学を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、入学を許可する場合がある。本学院における修学年数は修学年限の残存期間とする。

(出席・欠席・遅刻・早退・公欠)

第25条 本学院の出席、欠席、遅刻、早退および公欠に関する取扱いは、学院長が別に定める。

第6章 納付金

第26条 日本語教育課程を受講する者は、入学検定料、入学金、授業料等としてそれぞれ以下の表に掲げる額を、所定の期日までに指定された方法で、本学院が指定する口座に納入しなければならない。

2 特別の事由がある場合、前項の規定にかかわらず授業料の全部又は一部を減免することがある。

(納付金)

第27条 本学院の納付金は、次のとおりとする。

入学検定料	30,000円(選考時)
入学金	50,000円(入学時のみ)
授業料	672,000円(年額)
施設費	12,000円(年額)

教材費	33,000円(年額)
課外活動費	24,000円(年額)
健康診断料	8,800円(年1回)

2 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。初年度は全納とし、次年度からは、前期と後期の二期分に分けて納入することができる。

3 大災害などの学院長が認める特別な事由があった場合、前項の規定にかかわらず別に定めるところにより、延納、分納、授業料の全部又は一部減免などの措置を取ることがある。

4 学生が正当な理由なく、かつ所定の手続を行わずに、授業料を1か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、学院長は、当該学生に対して退学を命ずることができる。

(納付金の返還)

第28条 納付金の返還規定は、学院長が別に定める。

第7章 賞罰および奨学金

(褒賞)

第29条 成績優秀且つ他の学生模範になる者に対して、学院長は褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第30条 学生が、この学則その他本学院の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があった時は、学院長は、当該学生に対して、懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学および(懲戒)退学の3種とする。

3 前各項の処分等の量定の基準は、学院長が別に定める。

第8章 寄宿舍・健康診断

(寄宿舍)

第31条 寄宿舍に関する事項は、学院長が別に定める。

(健康診断)

第32条 本学院は、毎年1回実施される所定の健康診断を実施する。

第9章 雑則

(その他)

第33条 本則に定めがない事柄については、法令および『認定日本語教育機関認定基

準』、並びにその諸規則と、出入国在留管理庁の通達・通知に従って学校運営を行うものとする。

(改正)

第34条 本則を改訂する際は、学院内の議を経て、学校法人理事会の承認のうえで、学院長が行う。

2 改正後は、速やかに文部科学大臣へ報告しなければならない。

(細則)

第35条 この学則の施行についての細則は、学院長が別に定める。

附則

この学則は、2027年4月1日から改正施行する。